

事務連絡  
令和3年3月26日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について（その3）

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度からの科学的介護情報システム（LIFE）の活用等については、『科学的介護情報システム（LIFE）』の活用等について」（令和3年2月19日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）等により随時お示ししているところですが、今般、新規に事業所番号を取得する事業所等の取扱いについて下記のとおりお知らせしますので、管内の市町村ならびに介護サービス事業所等へ周知をお願い致します。

記

1. 新たに事業所番号を取得する事業所等における LIFE の利用申請について

LIFE の新規利用登録を行うに当たっては、各介護事業者が LIFE において事業所番号を入力することで、事業所台帳情報に登録された住所にはがきが發送され、それに基づき手続きを進めていただくこととしています。

この事業所台帳情報の LIFE への反映は、各都道府県で登録頂いた3ヶ月後になるため、新規指定事業所においては LIFE を活用できない等の事象が発生する可能性があります。

つきましては、各都道府県において、

- ・ 以下の方法により、管内の新規指定事業所等の事業所台帳情報を送付いただくとともに、
- ・ 事業所に対し、
  - ① 既存の事業所台帳の住所等が異なる場合は、3月中に指定権者にその旨申し入れていただくこと
  - ② 令和3年4月より加算の算定を予定している場合、5月10日（月）までに LIFE ヘデータを入力いただく必要があることについて、周知をお願いします。

(1) 送付手順

- ① 各都道府県において、管内の新規指定や住所移転等を行った事業所の情報について、「(別紙) 事業所台帳登録用フォーマット」に記入いただく。
- ② 記入いただいた情報を以下アドレスまでメールにて提出いただく。

連絡先変更に伴い削除

(2) スケジュール

① 令和3年4月について

令和3年4月9日(金)までに、新規指定や住所移転等を行った事業所の情報(※1)について、管内市町村指定分もあわせてとりまとめた上で提出頂く。

都道府県からの情報の提出後、4月15日頃にLIFEへ事業所情報の登録が完了し、4月26日以降に事業所(4月25日までに利用申請を行った事業所に限る。)に対し、はがきが送付される予定(※2)。

※1 令和3年4月は、令和3年1～4月分(4月1日開設分まで)の事業所等の情報

※2 はがきは、可能な限り4月中に送付予定です。

② 令和3年5月以降について

毎月10日までに、管内の新規指定や住所移転等を行った事業所の情報について、管内市町村指定分もあわせてとりまとめた上で提出頂く。

都道府県からの情報の提出後、15日頃にLIFEへ事業所情報の登録が完了し、26日以降に事業所(当該月の25日までに利用申請を行った事業所に限る。)に対し、はがきが送付される予定。

2. LIFEの機能全般に関するご質問について

各事業所からのLIFEの機能全般に関するご質問は、「LIFEヘルプデスク」にて受付しますので、下記のE-mail宛にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、新規申請に係るご質問のみ「利用申請ヘルプデスク」にて電話で受け付けることが可能ですが、介護報酬改定の前後は、電話が混み合うことが予想されますので、LIFEの操作マニュアル等のwebサイトをご覧いただいた上で、可能な限りE-mailでのお問い合わせにご協力ください。

連絡先変更に伴い削除

連絡先変更に伴い削除